



労働ながの

2021

8月

NO.552

障がい者雇用フォーラム 「共に働く～すべての職場に 障がい者雇用を～」を開催します

「働く」ことに関わる人々が支え合いながら障がい者雇用を進めるために
「共に働く」ことから共生社会を考えます。

テーマ 「働く」から考える共生社会 みんなが主役 みんなでつくる

日時 令和3年9月22日(水) 14:00～16:00

場所 長野市芸術館リサイクルホール及び展示サロン
(長野市鶴賀緑町 1613 番地)

内容 【リサイクルホール】

・障がい者雇用優良事業所等表彰式

(県知事表彰及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞、理事長努力賞表彰)

・障がい者雇用取組事例の紹介

エプソンミズベ株式会社 代表取締役 坂主 昭市 氏

・パネルディスカッション

「共生社会を目指して!!今、企業とできること」

【展示サロン】

・ワークフェア 障がい者雇用のあれこれを紹介

・就労継続支援 B 型事業所製品販売

参加方法 会場参加及び Zoom を使用したオンライン参加

リサイクルホールで行われる表彰式等への参加については、事前のお申し込みが必要です。

展示サロンはどなたでも来場してご覧いただけます。



ながの電子申請サービスからお申し込み!!

8/6(金) 10:00～

【会場参加】

[https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/
offer/offerList_detail.action?tempSeq=13425](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13425)



定員：150名

【オンライン参加】

[https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/
offer/offerList_detail.action?tempSeq=13560](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13560)



後日、参加 URL を
お送りします。

令和3年春季賃上げ要求・妥結状況

調査結果（最終報） 平均妥結額 4,090 円

労働雇用課では、毎年春闘の時期に併せ、県内の民間労働組合を対象に「春季賃上げ要求・妥結状況調査」を実施しております。令和3年6月30日現在でまとめた調査結果（最終報）の概要は、次のとおりです。

調査対象 420 組合のうち 166 組合から県に賃上げ要求の報告があり、その全ての組合から妥結の報告がありました。

平均要求額は 7,438 円で、前年同期と比べ金額で 1,815 円減少し、平均要求率は 2.97% で、前年同期を 0.74 ポイント下回りました。

平均妥結額は 4,090 円で、前年同期と比べ金額で 279 円増加し、平均賃上率は 1.63% で、前年同期を 0.10 ポイント上回りました。

また、企業規模別平均妥結額の状況をみると、従業員 300 人未満規模で 3,639 円（賃上率 1.57%）、300～999 人規模で 4,524 円（賃上率 1.71%）、1,000 人以上規模で 4,829 円（賃上率 1.66%）、となりました。

区 分	要 求					妥 結			
	平均年齢	平均賃金	組合数	平均 要求額	平均 要求率	組合数	平均 妥結額	平均 賃上率	
調査産業計 (R3.6.30 現在)	歳 40.2	円 250,293	組合 166	円 7,438	% 2.97	組合 166	円 4,090	% 1.63	
企業規模別 状 況	300 人未満	40.6	231,076	90	6,648	2.88	90	3,639	1.57
	300～999 人	39.5	264,013	51	7,551	2.86	51	4,524	1.71
	1,000 人以上	40.3	291,488	25	10,051	3.45	25	4,829	1.66
前年最終報 (R2.6.30)	39.8	249,446	190	9,253	3.71	189	3,811	1.53	

(注) 1 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。

2 平均賃上率は、妥結組合の平均賃金に対するものです。

令和3年夏季一時金要求・妥結状況

調査結果（最終報） 平均妥結額 461,678 円

労働雇用課では、県内の民間労働組合を対象に「夏季一時金要求・妥結状況調査」を実施しております。令和3年7月31日現在でまとめた調査結果（最終報）の概要は、次のとおりです。

調査対象 420 組合のうち 181 組合から県に一時金要求の報告があり、そのうち妥結の報告があった労働組合は 180 組合でした。

平均要求額は 566,749 円で、前年同期と比べ金額で 10,748 円増加し、平均要求月数は 2.21 か月で、前年同期と同一でした。

平均妥結額は 461,678 円で、前年同期と比べ金額で 26,859 円増加し、平均妥結月数は 1.80 か月で、前年同期を 0.07 か月上回りました。

また、企業規模別平均妥結額の状況をみると、従業員 300 人未満規模で 392,309 円（平均妥結月数 1.62 か月）、300～999 人規模で 511,816 円（平均妥結月数 1.95 か月）、1,000 人以上規模で 599,238 円（平均妥結月数 2.05 か月）となりました。

区 分	要 求					妥 結			
	平均年齢	平均賃金	組合数	平均 要求額	平均 要求月数	組合数	平均 妥結額	平均 妥結月数	
調査産業計 (R3.7.31 現在)	歳 40.2	円 256,244	組合 181	円 566,749	か月 2.21	組合 180	円 461,678	か月 1.80	
企業規模別 状 況	300 人未満	40.7	242,394	96	516,546	2.13	96	392,309	1.62
	300～999 人	39.1	261,972	57	597,229	2.28	56	511,816	1.95
	1,000 人以上	40.4	292,067	28	676,825	2.32	28	599,238	2.05
前年最終報 (R2.7.31)	39.6	251,093	192	556,001	2.21	190	434,819	1.73	

(注) 1. 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。

2. 平均妥結月数は、妥結組合の平均賃金に対するものです。

「シューカツNAGANO応援隊」に 参画いただく企業を募集しています!

学生の県内就職促進を図るため、県内企業で自分らしく、輝きながら働いている若手社員による「シューカツNAGANO応援隊」に参画いただく企業を募集します。

●シューカツNAGANO応援隊とは

- ・県内でキラリと光るアピールポイントをもつ企業で働き、自分らしく生き生きと輝きながら仕事をしている先輩社員により結成されるものです。(結成は今回で4期目)
- ・学生との交流会や紹介冊子を通して、多くの学生に「自分もこんなふうになりたい!こんな仕事してみたい!長野県の企業もいいな!」と感じてもらうことを目的としています。

●活動内容

- ・紹介冊子、ポータルサイト「シューカツNAGANO」にインタビュー記事掲載
- ・大学生との交流会への参加
- ・Uターン就職協定校等が主催する就職セミナーなどへの参加

●定員

25名

●任期

2021年11月～2023年3月(予定)

●申込期間・方法

令和3年9月6日(月)午後5時までに以下の専用フォームよりお申し込みください。

<https://forms.gle/4ueyihRnjpWKCxRw9>

フォームのご利用が難しい場合は、下部記載の問い合わせ先までご連絡ください。

●問い合わせ先

【受付事務局】信濃毎日新聞社 広告局企画部

TEL:026-236-3355 メールアドレス:kikaku@shinmai.co.jp



申込QRコード



在宅ワーカーを活用して、 業務の効率化を図りませんか?



— こんなお仕事 お任せください! —

データ入力

単価目安:
0.6円/字~

例
伝票情報やアンケート結果を
Excelファイルへ入力

音声文字起こし

単価目安:
3,000円(※)~
※録音時間が1時間につき
かかります。

例
議事録作成のための会議音声
文字起こし

バナー画像制作

単価目安:
2,000円/枚~

例
ホームページに掲載するリンク
バナーなど

WordPress記事投稿

単価目安:
2,000円/ページ~

例
文字や画像を固定ページに
入力

データ調査・リスト作成

単価目安:
30円/項目~
※項目例:電話番号、住所

例
企業の電話番号をネットで
検索し、資料に転記

※表示単価は過去実績に基づく
参考価格となります。

ご依頼内容によって単価が変動
する事がありますので、予め
ご了承ください。



テレワークながの運営事務局

(有限会社ケー・アンド・エフコンピュータサービス 令和3年度テレワークによる多様な働き方普及事業 受託者)

テレワークながの

長野県

あけぼの国

長野県【令和3年度テレワークによる多様な働き方普及事業】

在宅ワーカーの活用促進で 企業を支援します

企業様への主な支援内容

01| オンライン相談室の開設

本事業ではICTを活用した時間や場所にとらわれない
多様な働き方を普及する為、企業様がお持ちのお悩み
から在宅ワーカーの活用のメリットや具体的な活用方
法などをご提案します。

※本事業では並行して、在宅ワーカーの育成も行っ
ています。参加者を募集し、実際の仕事を想定
した課題にワーキンググループで取り組んでもら
う事で、在宅ワーカーとして必要なスキルを取得
させます。

「スキルレベルを知りたい」

「何から始めればいいのか分からない」

こんなお悩みがありましたらまずはお問合せ下さい。

02| マッチングサイトの公開

企業から在宅ワーカーへの業務外注を促す在宅ワー
カー活用支援を実現する為、在宅ワーカーのスキルを
公開し、貴社に合った在宅ワーカーをご紹介するマッ
チングサイトを公開します。

ご利用方法などの詳細はお問合せ時にご案内させて
頂きます。



お問合せはこちら

テレワークながの運営事務局 担当:小坂
(有限会社 ケー・アンド・エフコンピュータサービス
令和3年度テレワークによる多様な働き方普及事業受託者)

住所 〒380-0812 長野県長野市早苗町30番地

TEL 026-238-2177

Mail business@nagano-telework.jp

ホームページ <https://nagano-telework.jp/business>

2022年4月1日からパワーハラスメント防止措置が 中小事業主にも義務となります！

【お問合せ先】長野労働局雇用環境・均等室 〒380-8572 長野市中御所 1-22-1 TEL 026-227-0125

詳細は、長野労働局HP（「パワーハラスメント」でサイト内検索）をご確認ください
労働者への周知文例や周知ポスター例、規定例は長野労働局HPからダウンロードいただけます

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

（中小事業主：2022年4月1日から義務、2022年3月31日まで努力義務、
中小事業主以外：2020年6月から義務）

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
- ⑤相談窓口で相談があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合は速やかに被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑥相談窓口で相談があった場合、事実が確認できなかった場合を含め再発防止に向けた措置を講ずること
- ⑦相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑧相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止（2020年6月から義務）

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されています

知っておきたい労働者の権利 ～支配介入の禁止～

○あなたの職場で、こんなこと起きてませんか？

- 組合を結成しようとしたら「余計なことはするな」と使用者から非難・威嚇された
- 使用者が従業員に対して、組合からの脱退や組合に加入しないよう働きかけている
- 組合の役員選挙の際、使用者が特定の候補者を支援している
- 労働組合の結成・活動に対抗して、使用者が関与して第二組合を結成した

労働組合を結成することや組合に加入すること、組合活動を行うことなどは、憲法で認められた労働者の権利です。使用者が組合の結成や運営に対して干渉することや組合の弱体化を図ることは、「不当労働行為」として労働組合法により禁止されています。

○まずは労働委員会にご相談ください！

労働委員会は、労使間の問題の自主的な解決が困難となった場合に、**中立・公正な立場**で問題の解決を図り、よりよい労使関係を作るためのお手伝いをしています。

大学教授、弁護士などから選ばれる公益委員、労働組合から推薦される労働者委員、使用者団体から推薦される使用者委員の三者で構成されており、使用者の行為が労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かを審査します。

不当労働行為の成立が認められる場合、使用者に対して是正命令を発出します。

なお、労働委員会は不当労働行為の審査を進める一方で、和解による解決をするように労使に働きかけることもあります。

和解による解決は、労使間にしこりを残さない解決方法であるとともに、是正命令を発出する場合よりも早期に解決することができます。

おかしい！と思ったら、まずは労働委員会にご相談ください。

詳しくはこちら



【お問い合わせ先】

長野県労働委員会事務局（長野県庁8F）

電話：026-235-7468 E-mail：roi@pref.nagano.lg.jp

<http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html>